

平成24年度介護老人保健施設整備方針

1 取扱い方針

次に掲げる介護老人保健施設（以下「老健」という。）の新規開設又は既存老健の増床を行おうとする場合は、原則としてこの整備方針に基づき、事前協議等必要な手続きを行っていくものとする。

なお、医療療養病床、介護療養病床又は介護療養型医療施設（以下「療養病床等」という。）からの転換により老健の新規開設又は定員増を行おうとする場合については、各医療機関からの求めに応じて随時・個別に対応する。

ただし、療養病床等からの転換であっても療養病床等以外の病床（一般病床等）からの転換が含まれる場合には、県及び市町村の計画における老健の必要入所定員総数との整合を図る必要があるため、この整備方針に沿って手続きを進めることとする。

・老健の開設又は既存施設の改修・増築等による定員増を図ろうとするものであって、平成26年度までの開設が確実に見込まれるもの。

2 県及び市町村計画との整合性について

(1) 県計画との整合性

平成24年3月策定の「千葉県高齢者保健福祉計画（以下「県計画」という。）」で圏域ごとに定める必要入所定員総数（同計画における各市町村の利用者見込み数を圏域ごとに集計した数を0.9124(施設利用率)で除して得た数）を超えない範囲での施設整備を図る。

なお、医療療養病床からの転換により整備する場合には、県及び市町村計画との整合は既に図られているものとして取り扱うこととするが、介護療養病床からの転換の場合には、同計画との整合を確認することとする。

(2) 市町村計画との整合性

原則として、各市町村の必要入所定員（介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）」で定める介護老人保健施設の利用見込み数を0.9124(施設利用率)で除して得た数）を超えない範囲での施設整備を図る。ただし、整備予定市町村の必要入所定員を超える規模の要望を行う施設の場合は、当該施設を利用する区域の他の市町村（同一圏域内¹に限る）からの同意²が得られれば、上記(1)の範囲内での整備を図る。

1 圏域内にサブ圏域が設定されている場合は、サブ圏域の範囲内の市町村とする。

2 整備予定市町村だけでなく圏域内の近隣他市町村の同意をもって整備される施設を、「共同整備施設」という。本書5留意事項(3)④参照。

3 施設の定員規模

(1) 新規整備の場合

新規開設の場合の定員は、小規模老健等を除き、原則として50名から100名とする。

ただし、施設整備の進捗率や施設整備の困難性等の特殊事情がある場合には、必要に応じて150名を超えない範囲とすることができる。

(2) 増設整備の場合

増設の場合には、増設後の定員が150名を超えない範囲とする。

ただし、施設整備の進捗率や施設整備の困難性等の特殊事情がある場合には、増設後の定員規模が200名を超えない範囲内とすることができる。

4 スケジュール（案）

(1) 要望書の提出

本年度の要望書の県への提出期限は6月29日（金）とする。

(2) 要望書提出以降のスケジュール（予定）

平成24年	
7月下旬	整備要望者への説明会（県；必要に応じて）
10月中旬	事前協議申出書提出（事業者→県）
11月ころ	事前協議申出者へのヒアリング（県）
12月上旬	関係市町村長の意見照会（県→市町村）
12月下旬	関係市町村長の意見回答（市町村→県）
平成25年	
1月中旬	介護老人保健施設開設許可に係る連絡調整会議（県）
1月下旬	事前協議申出書受理（同意）又は不受理（不同意）の通知送付（県→事業者）

(3) 上記スケジュールに係る県から市町村に対する依頼予定事項

① 市町村が定める介護保険事業計画との整合に係る市町村長の意見書の提出

（整備予定市町村に加え、共同整備施設の場合は圏域内の市町村からの意見書。原則として、開設許可事前協議申出書提出時に提出。

5留意事項（3）参照。）

② 事前協議申出書に係るヒアリングへの出席（整備予定市町村のみ。）

③ 事前協議内容に係る市町村長の意見書提出（整備予定市町村のみ。）

開設許可事前協議申出書提出時に市町村の同意書が添付された場合には、県から当該市町村への意見照会は省略することがある。

(4) 事前手続の特例について

以下の場合においては、上記(2)に定めるスケジュールによらず、個別にスケジュールの調整を行うことができるものとする。

・老健整備に係る意見書の作成に当たり、市町村において公募等により整備予定先を選定しようとする場合で、上記(2)に定めるスケジュールによりがたい場合

・簡易な増床の整備等であって、事前協議が短期間で終了可能である場合

5 留意事項

- (1) 期日までに要望書が提出されない場合は、老健の開設に係る計画がないものとみなし、病床転換による老健の開設を除くほか、その後の追加要望は原則として受け付けない。
- (2) 老健の整備計画の検討に当たっては、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)」等の法令を十分に参照のこと。
- (3) 要望書の提出があっても、県及び市町村計画との整合が図られる見込みのないものについては、事前協議の対象とはしない。その判断は、次により行う。

① 県は要望書の提出を受けて、各要望に係る整備予定市町村に対し、要望内容及び市町村の同意書に関する通知を送付する。

② 要望者は整備予定市町村からの同意を得るため、又は共同整備施設として開設を目指す場合には近隣他市町村からの同意を得るため、該当市町村に対して同意に係る要望・協議を行う。

③ 市町村においては、要望者の施設整備に同意するのであれば同意書を交付する。同意書には、(i)要望者の事業計画について同意するか否か、(ii)同意する場合、その事業計画の定員規模のうち何名分を自市町村分の整備数として位置付けるか、といった内容を記載することとする。

④ 上記アンダーラインの部分については、(市町村計画に定める利用見込数÷0.9124-既存整備数)の範囲内とする。

ここで「既存整備数」とは、既に開設している施設及び事前手続が終了して現在整備中の施設の定員数の合計となる。

なお、共同整備施設がある場合の当該施設の定員数は、施設整備に当たって同意した定員数となる。従って、自市町村に老健施設がなくとも他市町村の施設のために同意した定員数がある場合には、その定員数も既存整備数として数えることとなる。

⑤ 各市町村からの同意定員数の合計数及び県計画の圏域ごとの整備可能数の範囲内であることをもって、県及び市町村計画との整合が図られると判断する。